

会 議 録

会議の名称	第3回 戸田市自治基本条例推進委員会検討懇談会
開催日時	平成27年5月9日(土) 午前9時00分～午前10時35分
開催場所	戸田市役所1階 105会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・播委員(市民、座長) ・江村委員(市民) ・遠藤委員(市議会議員) ・奥墨委員(市職員) ・伊藤委員(市職員)
欠席者	<ul style="list-style-type: none"> ・本田委員(市議会議員)
事務局	協働推進課：後藤課長 野崎主幹 矢作副主幹 長澤主事 大内主事補 (オブザーバー) 経営企画課：早川課長 町田副主幹
傍聴者	1名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 前回の振り返り及び今後のスケジュールについて 3 戸田市自治基本条例推進委員会条例(素案)の確認 4 パブリックコメントの実施について 5 その他 6 閉会
会議の経過	別紙のとおり
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 戸田市自治基本条例推進委員会条例(素案) ・資料2 「戸田市自治基本条例推進委員会条例(案)」についてご意見を募集します ・【当日資料】戸田市自治基本条例推進委員会条例(素案)平成27年5月9日版

(会議の経過)

1 開会

2 前回の振り返り及び今後のスケジュールについて

■委員

前回の懇談会では、自治基本条例推進委員会条例は、条例のための条例ではなく、自治をつくるための条例となるようにしたいという意見がでた。また、まちづくりを進める上で大きな後ろ盾となるような条例にしたい。それを推進していくため、自治基本条例の周知徹底も必要ではあるが、それだけでなく、まちづくりのサポートの仕組みを充実させ、行動のきっかけとなるようにしたり、協働のまちづくりの成果を体験できるようにしたりすることも重要であり、絶対に成功させなければいけない肝いりの取り組みである。

どのような組織体が良いかという点については、条例に紐づく附属機関という位置づけを保ちながらも、単に市長に答申をして終わりとなるのではなく、様々な形で活発に動けるような組織を作っていたほうが良いのではないかとの意見もあった。

また、委員会のメンバーは、まちづくりの担い手となる新住民や若者が参加できるように、公募の場合もやる気のある人が手を挙げられるよう方法を工夫すべきである。

本日は、前回までの議論を基に事務局が作成した条例案を基に検討を進めたい。

それでは、条例案の確認に先立ち、事務局より今後の予定について、説明願う。

■事務局

推進委員会条例（案）について、6月にパブリックコメントを実施する。7月初旬に第4回の検討懇談会を開催し、本日出された意見、およびパブリックコメントで出された意見を基に変更した条例案を確認してもらい、条例案として決定したい。7月7日に開催予定の庁内推進本部にて、決定した条例案を説明し、9月議会において条例案と附属機関の職員の報酬に関する条例の改正案を上程する予定。併せて、補正予算も上程する。第1回の推進委員会は、年内に開催できればと考えている。

3 戸田市自治基本条例推進委員会条例（素案）の確認

■委員

条例案について説明願う。

■事務局

～当日資料に基づき説明～

第1回、第2回の議論の内容を基に素案を作成した。自治基本条例と同様に、各条文の後に協議の足あとを記載している。

前回の懇談会では、分科会について、条例に盛り込む形で検討したが、柔軟な活動ができなくなることと、分科会も附属機関として取り扱われる疑いがでてくるという問題が生じるため、必要に応じて別に要綱を制定し、具体的な目標を立てて設置するという方向で検討したい。

素案は全8条で構成されており、第1条は主旨について記載している。

第2条の所掌事務については、まちづくり活動をサポートする仕組みとして機能することが望ましいという意見が出されている。また、条例の普及・啓発に関することにおいては、条例の存在すら知らない人が多いのが現状であるため、いかに周知・発信していくかが重要となる。条例の見直しに関することについては、条文のバージョンアップが必要な場合に見直しができるよう、一定期間での見直し検討を条文に位置付けたという戸田市自治基本条例検討市民会議での検討経緯があるので、所掌事務として規定することとした。

第3条は組織に関することが規定されている。委員の上限数および内訳の人数についても協議してほしい。

第4条から第6条までは、これまであまり議論がなされていない部分であるので、こちらについても協議してほしい。

第7条は庶務について規定されている。自治を楽しむという理念に基づき、楽しく議論ができる場となれば良いという意見あり、事務局が運営方法等を創意工夫する必要がある旨を協議の足あとに記載した。

第8条については委任について規定されている。説明は以上。

■委員

ただ今の説明で質問があるか。

<第1条>特に意見なし

<第2条>

■委員

所掌事務について、市長の諮問に応じることのみで良いか。諮問に応じることが当然であるが、それ以外にも自治基本条例の推進のためにできることはあるのではないか。

■委員

意見のとおり、当然市長の諮問のみに限らず自発性、主体性を持てるような意味合いの文言にすべき。

■委員

自治基本条例の「諮問する機関として」という文言からこのような記載になっていると思われる。しかし、推進委員会が自らより良い協働を実現するという観点から、諮問のみに限らず、自主的に活動できるよう内容を検討したほうが良いのではないか。

■委員

この条文中にある「建議」と表記しているのは、委員が自由に提案できる意味にとれると思う。

■委員

諮問に答申するだけでなく、自主性を持って活動できる内容となるよう、事務局で法制担当と、どのような文言が良いか議論してほしい。

<第3条>

■委員

委員について、市議会議員が含まれているが、市の附属機関である推進委員会に議員が参加することが適当かについてはどうか。

■委員

委員の人数を何人にするか、また市議会議員を委員に含めるかについて議論したい。事務局が示した人数の内訳について説明願う。

■事務局

これまでの経験から、会議体の人数は10人後半、もしくは20人以上になると議論がしにくくなる。12～13人が気軽に話ができる限界であるという認識で提案した。内訳については、市民と市議会議員、市職員のバランスを考慮して決定した。

■委員

第3号の「各種団体の推薦を受けた者」の人数は3人となっているが、どのような想定か。

■事務局

町会連合会、NPO 団体、商工会のような企業に関する団体から各一人を想定した。なお、市議

会議員については、自治基本条例の取り組み自体、市民、議会、行政の三者で進めていくというものであるため加えた。

■委員

13人という数字は少ないのではないか。この人数では一人ひとりが活発的に動き、高いポテンシャルを発揮できれば問題ないが、それを維持していくことは困難であると思われる。

■委員

今後、例えば若者や高校生等が参加するようになっていった場合、上限が13人では新しい人が参加することができなくなる。始めから上限ぎりぎりの人数を設定すると、第7号の「その他、市長が必要と認める者」が委員になれなくなるため、15～20人程度まで幅を持たせるべきではないか。

■委員

意欲のある市民が手を挙げたりしても、すでに人数が上限となっているため断るという事態も想定されるため、もう少し上限人数を上げて良いと思う。

■委員

各号に記載されている者が0人になることはあり得るか。

■委員

各号に記載されている以上、必ず最低1人はいなければならないため、0人とすることはできない。ただし、第7号については「必要と認める者」となっているため0人でも問題ない。

■委員

これまでの議論で、20人を超えるとまとまるのが難しくなるという意見がでていることを考慮すれば15～18人くらいが良いのではないか。

■委員

内訳の人数を何人にするか精査したうえで合計の人数を算出したほうが良いのではないか。

■委員

現在、市議会議員はこのような会議には出席しないことが多い。なぜなら、議会は上程される条例案を審査する機関として、その役割を担っているからである。とはいうものの、自治基本条例の理念を考えると、案件によって参加・不参加を決めるべきである。

今回議論している推進委員会には、議員は参加すべきと思っているが、人数は絞った方が良く、1人くらいが良いと思う。

■委員

条例は最終的に議会へ上程することとなるため、議員にとっては参加しにくいものではないか。近頃は自治基本条例の流れもあり参加が増えているが、議員本人が議会で論議できなくなるし、議員が参加している会で決まったことに対して質問しにくくなるのではないか。

■委員

今回は、市民、議会、行政が三者で将来の戸田市をつくろうという自治基本条例の理念があるのだから、議員にも参加していただき、三者で実施すべきである。

■委員

全体のバランスが重要だと思うので、明確に人数を決めるのではなく、全体の人数を考慮して議員や市職員の人数を増減させれば良いのではないか。

■委員

第1号の「市民会議参加者」と第2号の「市民」は、「市民」という一つのくくりとした方が、参加のハードルが低くなるのではないか。

■委員

推進委員会発足当初は市民会議参加者にも出席してもらいたいが、ずっと委員とすることは困難である。第1号の「参加者」と第2号の「市民」を、「市民」に統合して、協議の足あとには「発足からしばらくは市民会議参加者にも出席してもらおうよう働きかけること」を記載してはどうか。

■委員

併せて、様々な分野から参加できるように、事務局で市民委員の募集方法について工夫してほしい。

■事務局

第3号の「団体推薦枠」についても、条例第3条第1号に定める「市民」には町会、自治会、ボランティア団体が規定されており、重複していると考えられる。

■委員

第1号から第3号までを統合したうえで、内訳として公募を何人にするか、市民会議参加者を何人にするかといった選考方法を検討した方が、推進委員会を運営していく上でスムーズになるのではないか。

■委員

それでは、委員の人数は18人以内とし、第1号から第3号を「市民」としてまとめ、本日の議論の内容を協議の足あとに残すこととする。

<第4条>

■委員

市議会議員の任期との兼ね合いが懸念される。

■委員

委員となっている議員が議員の地位を失ったときは、残任期間を別の議員に参加していただく。

<第5条>特に意見なし

<第6条>特に意見なし

<分科会>

■委員

前回までに、分科会は附属機関とせず、自由に動ける組織体が望ましいとの合意があったところだが、事務局案では、分科会の設置について、明文化すると推進委員会の附属機関となること懸念されるため条文から省いているとのことであるが、それについて意見はあるか。

■委員

条文に明記した場合、分科会は附属機関として位置付けられ、報酬の問題が生じる。また、附属機関である推進委員会における分科会という位置づけ、および名称が妥当かどうか意見を聞きたい。

■事務局

法制担当に確認を取ったところ、「分科会を置く」と明文化することによって、分科会も附属機関としての位置付けとなり、報酬を支払う必要があるという見解が出来てしまうとのことであった。

■委員

報酬に関する問題については整理しつつ、分科会がしっかりとした仕組みで、附属機関からの後ろ盾がある中で自由活発に活動できるようにしたい。

要綱で細かい内容は制定するとしても、まったく条文を省いてしまうとこれまでの検討の経緯がまったく伝わらなくなるおそれがある。

■委員

条文の中で、「設置する」という文言でなく、必要に応じて「提案」することができるという内容ならば良いのではないか。

■事務局

表現方法を工夫することにより、附属機関という位置付けにはならないようにすることは可能であるとする。最終的には法制担当との調整が必要なため事務局で内容を精査したい。

■委員

それでは、この点については事務局にて精査をお願いしたい。例えば条文には「必要に応じて提案できる」等と記載する旨の工夫をお願いしたい。また、これまでの経緯については協議の足あとに載せることとしたいと思う。

<第7条>特に意見なし

<第8条>特に意見なし

4 パブリックコメントの実施について

■事務局

～資料2に基づき説明～

6月1日（月）から6月30日（火）の期間にてパブリックコメントを実施する。

なお、条文をそのまま掲載するのではなく、より条例案の趣旨・目的が伝わるよう、これまでの検討経緯を踏まえ、概要という形で掲載することを考えている。

5 その他

■事務局

自治基本条例と同様に、自治基本条例推進委員会条例も敬体（ですます体）で統一したほうが良いか意見を伺いたい。

■委員

自治基本条例推進委員会条例については常体で制定する。

なお、本日の議論を基に、事務局にて改めて条例素案を作成し、パブリックコメントの実施前にすり合わせを行うこととする。

■事務局

次回懇談会は、7月2日（木）午前中に開催する。

6 閉会